

アレルギー性疾患対策システムの構築 ～アレルギーと上手につきあうための仕組みづくり～	
南多摩保健医療圏 南多摩保健所・八王子保健所・町田保健所	
実施年度	開始 平成16年度 終了 平成18年度
背景	都が平成11年度に実施した実態調査によると、3歳児の5人に2人が何らかのアレルギー性疾患に罹患しているとの結果が出ており、平成13年に都が発表した「アレルギー性疾患対策の最終報告」では、「日常生活の予防対策の充実」や「人材育成」、「医療提供体制の整備」などが提言された。その後の「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査」では罹患状況が半数を超えるなどアレルギー症状の増加傾向が認められ、受動喫煙防止等の環境整備を含めた正しい知識・情報の提供とともに、家庭でのケア、保育・教育施設における理解と対策が求められている。 保健所は、これまで「アレルギー教室」などを実施してきたが、市との役割分担や支援体制の整備については、市の受入れ態勢が整わず先送りされてきた。一方、アレルギー対策に対する地域のニーズは高く、南多摩圏域全ての市議会でアレルギー対策の充実した対応を求められており、市では本事業等への協力など保健所との連携を推進すると答弁しており、保健所を中心とした対策の仕組みづくりが急務となっている。
目標	○ 全体目標：住民や市と協働し、他医療圏のモデルとなるアレルギー性疾患対策システムを構築、運営し、アレルギー性疾患と上手につき合うシステムをつくる。 ○ 18年度目標：保健所と市で構成する検討会にて施策等を検討、学校や保育園等でアレルギーに関する相談に対応できる人材の育成や研修修了者のネットワークづくり、営業施設等への普及啓発を行い、目標達成に向けた体制を構築する。
事業内容	○ 保健所と市の役割分担と連携 17年度から発足した保健所と市の幹部職員で構成するアレルギー性疾患対策検討会を開催し、保健所と市の役割分担と連携を検討する。 これまでの事業結果及び検討結果を参考にして、推進マニュアルを作成、発行する。 ○ 普及啓発活動の充実 アレルギーホームページの充実を図るとともに、受動喫煙防止等の室内環境整備に関するパンフレットの作成・印刷を行う。また、食品取扱営業者を対象とした講習会を実施するとともに食物アレルギーに関する普及啓発を行う。 ○ アレルギー性疾患対策人材育成研修の実施 17年度と同様、アレルギー相談員を育成するための研修を実施する。また、研修終了者のネットワークを作るとともに相談体制構築の準備を行う。
評価	○ 保健所と市の役割分担と連携 保健所と市の幹部職員で構成するアレルギー性疾患対策検討会を2回開催した。これにより、アレルギーに関する事業の連携や役割分担等組織としての対応について検討・実施することができた。また、子育て所管課や学校保健担当課が参加することにより、より広い視点での取組について話し合うことができた。プラン終了後も地域保健医療協議会幹事会で情報交換等継続していく予定である。さらに、他圏域での事業推進の参考となるべく「推進マニュアル」を作成した。 ○ 普及啓発活動の充実 ホームページでは、専門医からのメッセージの定期的な更新、作成したパンフレットをダウンロードして活用できるように掲載するなど内容を充実させた。また、パンフレット「職場の受動喫煙を防止するために」を作成。加えて、食品衛生講習会等で、アレルギー表示等についての普及に努めた。 ○ アレルギー性疾患対策人材育成研修の実施 17年度に引き続き「人材育成研修」を実施した。研修は全6回コースとし、先着48名の施設職員を対象とした。専門講師による講義の聴講により、アレルギーに対する知識の修得につながった。また、市ごとに分かれてグループワークやフォロー研修を実施することで、研修終了後のネットワークの基礎づくりを行うことができた。
問い合わせ先	南多摩保健所 企画調整課 企画調整係 電 話 042-371-7661 ファクシ 042-375-6697 E-mail S0000344@section.metro.tokyo.jp

1 事業実施体制

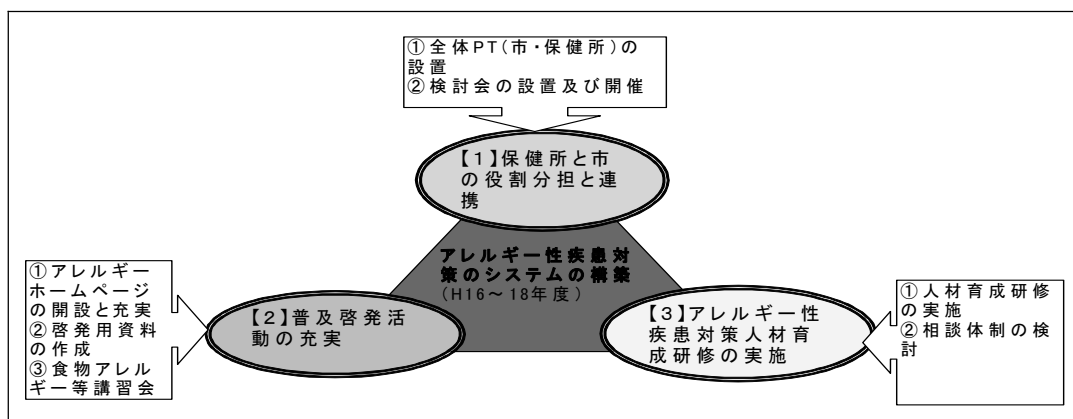
17年度同様、事務局を企画調整係、環境衛生係推進プラン担当が務め、保健所PTを保健師、食品衛生監視員、環境衛生監視員、栄養士、医師、事務のメンバーで構成した。

今年度の主な事業である「役割分担と連携」、「受動喫煙パンフレット作成」、「アレルギー人材育成研修」の実施については、作業部会を設置し、作業部会リーダーの進行管理により行った。この内、「アレルギー人材育成研修」作業部会は、人材育成研修を圏域5市との共催事業の位置づけとして、市のスタッフ派遣を依頼した。市の保健衛生所管部署の職員（保健師、栄養士）も参加し、研修についてともに検討、実施した。

なお、スーパーバイザーとして、独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センターアレルギー性疾患研究部長海老澤元宏氏から指導・助言を得た。

2 事業内容

事業は、下図のように「保健所と市の役割分担と連携」、「普及啓発活動の充実」、「アレルギー性疾患対策人材育成研修の実施」の三部門に分かれて実施した。



(1) アレルギー性疾患対策検討会の開催

目標達成に向けて一層推進するため、17年度に立ち上げたアレルギー性疾患対策検討会を引き続き開催した。検討会は、南多摩圏域の三保健所PT幹部職員、作業部会リーダー、圏域5市幹部職員（健康課長、子育て担当課長、学校保健担当課長）で構成し、本事業計画の承認、事業内容や進行の報告、役割分担と連携について議論した。これにより、各市各所管におけるアレルギー対策状況の情報交換、アレルギーに関する事業の保健所との連携や役割分担を検討し、実施することができた。

検討会の中では、子育て担当課での講演会や親のグループ支援、保育園や学校保健で対応マニュアルを作成しているなどの活動報告があり、市相互の参考になるとともに、市の職員による先駆的な活動（マニュアルの紹介など）が人材育成研修での活動報告につながり、研修生がその活動を学ぶ機会となった。

会議名	実施状況	
保健所PT	構成員	八王子・南多摩・町田保健所職員 計16名
	職種	事務・医師・保健師・栄養士・食品衛生監視員・環境衛生監視員
	開催回数	全2回 平成18年4月24日、平成19年1月30日
アレルギー性疾患対策検討会	構成員	5市の保健衛生主管課・教育委員会学校保健担当課・子育て児童福祉担当所管課の幹部職員（18名）、保健所PT幹部職員・作業部会リーダー（11名） 計29名
	開催回数	全2回 平成18年6月2日、平成19年2月14日

(2) 普及啓発活動の充実

① 啓発用パンフレット『職場の受動喫煙を防止するために』を作成、配付

受動喫煙防止を含めた環境整備は課題の一つであるため、17年度に作成した受動喫煙防止「子

育て編」につづき、今年度は「職場編」を作成した。「職場編」では職場等における受動喫煙防止対策、具体的な防止例を提示しており、商工会議所や商工会への送付、各関係施設対象の講習会等にて配付し、広く普及啓発をする予定である。

② スギ花粉飛散速報の提供

八王子、町田及び南多摩のスギ花粉の飛散開始を確認した日（2月8日）から、検討会委員の所属で情報提供を希望する部署と所属の関係部署計 22 箇所に対して、スギ花粉飛散数の速報や当日の予報などセルフケアに役立つ情報の提供を実施した。

③ ホームページの充実

17 年度までは、圏域内の専門医によるペンリレーを掲載していたが、圏域内に従事するアレルギー専門医による記載がほぼ終了したため、今年度は近隣圏域の専門医によるペンリレーを実施し、計 14 号まで掲載した。また、本事業の紹介として、人材育成研修の開催案内などを掲載した。ホームページへのアクセス数は、16 年度の開設当初の 1 ヶ月間で最も多いコンテンツは 350 件であったが、最近の 1 ヶ月で最も多いコンテンツは 2,600 件あり、アレルギーに関する関心の高さが伺えた。

④ 全国に向けての情報発信

本事業は、他医療圏等のモデルとなる取組として推進しており、財団法人日本公衆衛生協会発行誌『公衆衛生情報』に事業紹介記事を掲載し、全国に向けて情報発信を行った。

（3）アレルギー人材育成研修の実施

研修は全 6 回コースとし、保育園、幼稚園、小・中学校等子どもを対象とする施設の職員、先着 48 名（47 施設）を対象とした。専門講師による講義のほかに、市ごとに分かれてグループワークを実施することで、アレルギーに対する知識の周知徹底と、研修終了後のネットワークの基礎づくりを行うことができた。

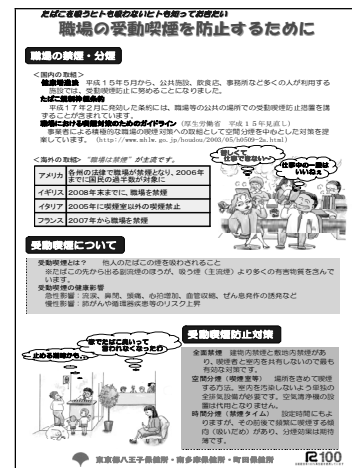
① 研修プログラム内容の特徴

- ・ 「ニーズ調査（平成 16 年度実施）」結果で要望が多かったテーマ及び内容を優先する。
- ・ 聴講のみの研修ではなく、自分たちが考え行動する力を身に付けるためにグループワークを取り入れる。
- ・ 市の活動の実際例を報告してもらい、グループワークなどを通してより具体的な連携を図る。
- ・ アレルギー総論とアトピー性皮膚炎のプログラムは、圏域内の各保健所で行うアレルギー教室と連動し、圏域全体のアレルギー対策の推進を図る。そのため、研修生以外の関係者にも枠を広げ、公開とする。
- ・ 市の担当者の参加を得て研修内容を検討し、市で把握しているアレルギー相談の内容・相談者の要望等、現状を踏まえた研修内容とする。
- ・ 上記に基づき 17 年度のプログラムを構成し、実施後に研修の内容評価を行った。18 年度は再度検討をし、一部プログラムを変更して実施した。

② グループワーク実施方法

グループワークのねらいは、身近なところでのネットワーク作り（地域連携）、地域の情報交換、相談できる場所を知ることにある。

そこで、グループワークは、受講者を市ごとにグループを分け、各グループに作業部会メンバーである市・保健所スタッフがファシリテーター（目標に向けて話し合いを円滑に進めていく役割）を務めた。最終日に実施した、緊急時事例検討も含めて全 4 回のグループワークは、すべて同じグループ分けとしたため、連携を深めることができた。



③ 研修の実施目標

- ・アナフィラキシーショック等の緊急時に適切な判断をし、緊急対応ができる。
- ・基本的な知識を習得し、アレルギーに関する相談に応じることができ、必要に応じて関係機関や専門家を紹介することができる。

④ 研修対象及び参加条件

圏域関係機関(小・中学校、幼稚園、保育園、学童クラブ、市等)の職員
八王子・町田・日野・多摩・稲城市内関係機関職員で研修に毎回参加できる方

⑤ プログラム

回	日時	内容	講師	場所
				受講者数
1	7月31日 (月) 14時～16時	【第1回公開講座】 アレルギー性疾患総論と食物アレルギーの理解と対応	独立行政法人国立病院機構相模原病院 海老澤 元宏 医師	ベルブ永山
				156名
2	8月23日 (水) 14時～17時	・アナフィラキシーショック等緊急対応について ・学校給食におけるアレルギー対応手順紹介 ・グループワーク①	・独立行政法人国立病院機構相模原病院 海老澤 元宏 医師 ・八王子市教育委員会 国分 恵子 主任栄養士	南多摩保健所
				41名
3	9月11日 (月) 14時～16時	【第2回公開講座】 アレルギー性疾患とスキンケア 子どもの喘息と日常生活	国立成育医療センター 大矢 幸弘 医師	八王子労政会館
				122名
4	10月16日 (月) 14時～17時	・アレルギーと受動喫煙 ・室内環境整備 ・ピークフローメーターと喘息日誌の紹介 ・グループワーク②	・町田保健所所長 齋藤 麗子 ・同 環境衛生係長 奥村 龍一 ・健康安全室環境保健課 指導係長 栗原玲子	南多摩保健所
				42名
5	11月6日 (月) 14時～17時	・アレルギー性疾患児と保護者の心理、相談のすすめ方 ・グループワーク③	国立成育医療センター 臨床心理士 小嶋 なみ子	南多摩保健所
				49名
6	12月13日 (水) 14時～17時	・緊急時対応について事例検討 (・グループワーク④) ・エビペン使用方法の説明と実演	・町田保健所保健対策課長 齋川 紀子 ・メルク社	南多摩保健所
				37名

⑥ グループワークの流れ

①8月23日(水)	②10月16日(月)	③11月6日(月)	④12月13日(水)
課題抽出・整理 ・困っていることを話し合う。 (ポストイトに記載し模造紙に貼る) ・カードの内容を大まかに分類	風船図作成 ・前回の復習 ・風船図の説明 ・テーマを一つ決めて風船図を作成する。	風船図作成・発表 ・前回の復習、 ・前回に引き続き風船図を作成(役割行動を含む) ・発表 ・まとめ	緊急時対応について事例検討 全体のまとめ

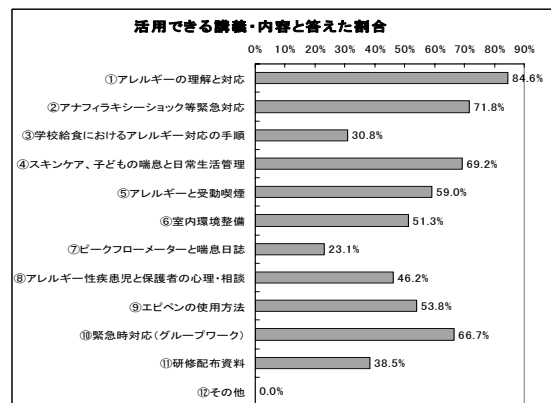
⑦ 研修実績

(図)

全6回コースの研修で、5回以上出席した受講者には修了証書を授与した。受講者数48名のうち修了証書授与数は38名であった。

⑧ 研修アンケート結果

研修前及び終了後にアンケート調査を行った。研修後に、今後、活用できる研修内容についての回答結果は図のとおりである。



4回にわたって実施したグループワークでは、回答者の87%が「良かった」、「どちらかといえ
ば良かった」と回答していた。

また、アレルギー性疾患への対応4項目について、受講前後の自己評価を「できない(1点)」
～「できる(5点)」と5段階に点数化して集計した。結果は、表のとおりであった。

①～④のすべての項目について、点数が高くなっていた。特に、①「緊急時の判断」のポイント
が上がった。研修前にはあった「できない」の回答が研修後は皆無となり、
すべての人が上位の点数にシフトして
いた。

以上のことなどから、グループ
ワークのねらいを満たし、人材育
成研修の実施目標を達成すること
ができたと考える。

(表)

【研修前後の自己評価】			
項目	実施前平均	終了後平均	差
①緊急時に適切に判断し対応する	2.47	3.92	1.45
②保護者の相談を受ける	3.15	3.95	0.80
③基本的な知識の習得	2.79	3.97	1.19
④関係機関や専門家につなぐ	2.51	3.79	1.28

(4) アレルギー人材育成フォロー研修の実施

① 1年後アンケートの実施

17年度の研修生に対し、その後活用できたテーマや内容、活用した具体的事例などについて1
年後のアンケート調査を実施した。(回収率61.7%)

活用できた内容について、終了直後のアンケートでは緊急時対応が最も多かったが、職場に戻
ってからは、「食物アレルギー」が最も多く、次いで「アレルギー総論」「スキンケア」であった。

子どもや保護者への対応以外の活用として、職場内での知識の共有、対応マニュアルの検討や
作成があった。研修生の中には、勉強を重ねて自らが講師となり、職場研修を実施した者もあっ
た。

② フォロー研修の実施

1年後アンケートでは、アレルギー対策について、現在困っていることや不足していることの
ひとつに「保護者との相談・連携」があった。そこで、『子どものアレルギー性疾患における患者
教育・保護者教育のポイント』をテーマにフォロー研修を12月6日に実施した。46名の参加が
あり、内容は、国立成育医療センターの赤澤医師による講義のほか、各施設での新たな活動に
ついての報告や講師を交えた意見交換を行った。

3 まとめ

- (1) 市の取組が拡大： 市の中には、保健医療計画の中にアレルギー性疾患対策を課題として盛り
込んだところもあり、人材育成研修での意見交換等を契機に、市内の施設が連携して対応マニ
ュアルの策定検討を開始するなど、各市の取組が広がってきた。
- (2) 市との共催事業が増加： 人材育成研修における5市との共催実施をはじめ、保健所の関連事
業である「アレルギー教室」の市との共催実施は、16年度は1市、17年度は2市、18年度は4
市と確実に拡大していった。次年度についても、各市から共催実施の要望が出ている状況である。
- (3) 施設の変化： 施設の中では、マニュアルの検討や、調理師・看護師・保育士でアレルギー性
疾患児に対し、共通した認識が持てるように連絡会を開催するなど、着実な変化が見られた。
- (4) 地域のニーズの把握： 16年度のニーズ調査や人材育成研修の結果により、地域の具体的なニ
ーズや保健所・市など行政機関に求めている対策を把握できたことで、今後の対策や事業計画に
役立てることができた。
- (5) 先駆的取組： 事業に協力していただいた専門医療機関やNPO団体からは、地域における活動
としては大変稀で意義があると高く評価されるとともに、他地域からは、事業についての問い合
わせがきている。

以上の結果より、主として行政連携を中心としたアレルギー性疾患対策システムの構築を目指
した事業の目的は達成された。さらに、今回の取組の中で医療機関との連携の重要性が共有され
た。

今後はさらなる充実をめざして、市に協力しながら、保健所に求められている関係機関への働
きかけや、相談支援を中心に行うことが必要である。

在宅療養重症患者に対する緊急時の支援体制の構築	
南多摩保健医療圏 南多摩保健所・八王子保健所・町田保健所	
実施年度	開始 平成17年度 終了 平成18年度
背景	南多摩保健医療圏「地域保健医療推進プラン」(平成16年3月)重点プランに「医療機器を使用する在宅療養重症患者に対する災害時の支援体制の整備を図る」が挙げられた。 在宅療養重症患者への支援体制の現状を把握し、緊急時(災害時)の支援体制の課題を明らかにし、在宅療養重症患者や家族が安心して在宅での療養生活を送ることができるよう、圏域の関係機関で検討し、緊急時(災害時)の支援システムの強化を目標としてこの事業を実施した。
目標	医療機器を使用する在宅療養重症患者(難病・重症心身障害児)や家族が安心して在宅での療養生活を送ることができるために、在宅療養重症患者への支援体制の現状を把握し、緊急時(災害時)の支援体制の整備を考える。また、地域での災害時ケアネットワークの強化を図る。
事業内容	- 現状の把握と課題の明確化及び整理 - 緊急時(災害時)に対する医療機器使用の在宅療養重症患者の実態調査と課題の整理 - 訪問看護ステーションの実態調査 - 緊急時ケアネットワークの強化 南多摩保健医療圏内の保健所での所内体制・協力体制の整備、関係機関会議を活用した連携と情報体制の整備 - 普及啓発 関係機関に対する講演会、緊急時のためのパンフレット作成
評価	- 現状の把握と課題の明確化及び整理 - 医療機器使用の在宅療養重症患者の実態調査と課題の整理 17年度は、115名に対する実態調査を行い、在宅療養重症患者の状況及び緊急時対策の現状を明らかにした。18年度は前年度の調査時に改善が必要と思われた、バッテリーの充電をしていない等の要改善者31名に対し、再度調査を実施し評価を行った。 - 訪問看護ステーションの実態調査 訪問看護ステーションへのアンケート調査により、訪問看護ステーションの現状と緊急時(災害時)の支援体制、課題が明らかになった。18年度は、調査対象の半数以上の訪問看護ステーションが、災害時におけるマニュアルの作成や見直しについて考えていることが確認されるなど、意識を高めることが図れた。また、その中で得られた訪問看護ステーションの情報は、「訪問看護ステーション情報」として、関係機関に配布し、活用されている。 - 緊急時(災害時)ケアネットワークの強化 2年間継続して緊急時(災害時)ケアネットワーク会議を実施した。訪問看護ステーションと各市の緊急時(災害時)の要援護者対策担当者との情報交換、問題意識の共有及び要援護者の情報管理などについて話し合う機会を設けることにより、緊急時(災害時)支援システムを強化することの重要性を再確認できた。 - 普及啓発 講演会の実施、及びパンフレット作成により、関係機関及び家族への緊急時(災害時)での取組の啓発に繋がった。
問い合わせ先	南多摩保健所 保健対策課 地域保健係 電話 042-371-7661 ファクシミリ 042-375-6697 E-mail S0000344@section.metro.tokyo.jp

1 事業の概要

全体目標

医療機器を使用する在宅療養重症患者や家族が安心して在宅での療養生活を送るため、在宅療養重症患者への支援体制の現状を把握し、緊急時の支援体制の整備を考える。また、地域での災害時ケアネットワークの強化を図る

期待できる成果

①緊急時を想定した在宅療養重症患者の情報把握と管理

期待できる成果

②緊急時対応策の患者家族及び地域住民への啓発

期待できる成果

③関係機関の連携と協力・情報体制整備

事業内容

- 現状の把握と課題の明確化及び整理
 - ・ 医療機器使用の在宅療養重症患者の実態調査と課題の整理
 - ・ 訪問看護ステーションの実態調査
 - ・ 緊急時の情報管理体制の明確化
- 緊急時ケアネットワークの強化
 - ・ 圏域三保健所での所内体制・協力体制の整備、関係機関会議を活用した連携と情報体制の整備
- 普及啓発
 - ・ 関係機関に対する講演会の開催、緊急時に備えるためのパンフレット作成

背景と課題

- 近年、医療技術の進歩や在宅療養を取り巻く環境が整備され、人工呼吸器等を装着した在宅療養重症患者が増加
- 災害発生時には人工呼吸器や吸引器の電源が取れないなどの生命の危機に直結することが予測
- 緊急時を想定した情報管理や、関係者・関係機関の対応策、家族の教育、地域住民の相互関係強化などの支援体制の整備を図ることが必要

2 事業の内容

(1) 実施方法

ア プロジェクトチーム (PT) の設置

南多摩保健医療圏の三保健所の医師、保健師、事務でプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置した。（17年度12名、18年度15名）

イ 担当学会での実施

担当学会は、実務者である PT の保健師で構成し、内容等について検討した。PT の中で助言承認を得ながら、事業を進めていった。

(2) 実施内容

ア 実態調査（患者調査）

17 年度：在宅療養重症患者の緊急時（災害時）に関する実態調査（平成 17 年 9 月～11 月）

【調査対象】南多摩保健医療圏（八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市）に在宅で療養をしている難病患者のうち医療機器貸与している患者と重症心身障害児（者）総計 130 名を対象とした。

18 年度：在宅療養重症患者（難病）要改善者実態調査（平成 18 年 10 月～11 月）

前年度の訪問調査後の変化を知り、評価・課題を明らかにすることを目的に実施した。

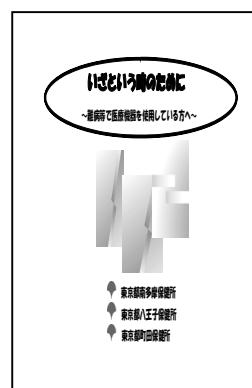
【調査対象】17 年度患者調査において主に、『アンビューの使い方に慣れていない』『予備の吸引器が無い』『呼吸器のバッテリーの充電をしていない』『バッテリーに不慣れ』『バッテリーの予備が無い』という項目に該当する方を対象とした。

見えてきた課題

- 備品などの備えが不十分
- 日中の孤立が考えられる
- 家族を支える人材確保
- 地域とのつながりが希薄

取り組む具体的内容

- 停電などにより、動かなくなる機器が身近にあることを家族等で確認し、補充するための方法を知る→パンフレットの作成
※ 「いざという時のために」
～難病等で医療機器を使用している方へ～
家族向けパンフレットを作成し、配布した。
- 関係機関との連携により、安否確認や連絡体制を確認しておく
→既存の会議を（地域で）活用する
ケースカンファレンスを（個別で）活用する
どのように連絡体制を組めるか、検討する場を共有する
- 地域の力を底上げする
介護力になる人を育てる・介護者を支える人を確保する・どのようなサポートを当事者が必要と思っているのかを知る
→自治体レベルでの意見交換の場をつくる
住民対象の啓発活動（講演会、ホームページ、市報等）をする
既存の地域の自主グループを行政が把握し、連絡をとれる体制づくりをする
- 関係機関との連携システムをつくる
→地域の防災計画を知る
各機関がもっている情報がどのようなものかを知る
緊急時に活用できることをお互いに知っておく
申し合わせ事項はどのようなものがあるか確認しておく



イ 実態調査（訪問看護ステーション）

訪問看護ステーションの緊急時の支援体制の現状や課題を把握し、在宅療養重症患者に対する支援システム、関係機関の連携を検討するための資料を得ることを目的とし、南多摩保健医療圏5市に所在する訪問看護ステーション37か所を対象にアンケート調査を実施した。

調査内容は、ステーションの概要、職員体制、マニュアル作成状況の有無、災害時の連絡体制、患者個人情報の管理、災害時の役割、課題とした。

見えてきた課題

- 連絡手段・移動手段はどうしたらよいか
- 地域の中での役割分担を明確にする
- 医療・地域との連携
- 災害時対応マニュアルの作成
- 地域の災害対策の情報をつかめていない

取り組む具体的内容

- 地域の災害対策の情報を明らかにする →地域の防災計画を知る
- 地域での役割を明確にする →市・医師会との災害時連携等話し合いを持つ
- 各訪問看護ステーションができることを明らかにする
→災害時対応マニュアルの作成
訪問看護ステーション災害対応マニュアル冊子の周知
講演会により周知

17 年度	『災害が難病に及ぼす影響とその対策』 首都大学東京 健康福祉学部 酒井美絵子氏 『家具転倒防止の実際』 (株) 消防弘済会 五十嵐一順氏
18 年度	『訪問看護ステーションの災害時対応マニュアル について考える』 鶴巻訪問看護ステーション居宅介護支援センター 総括部長 和田洋子氏

ウ 難病患者等療養支援ネットワーク会議

南多摩保健医療圏の三保健所で、緊急時の支援体制の整備を考えるためのネットワーク会議を年1回実施した。

17年度は、関係機関の緊急時の支援体制の現状を把握し、課題を明らかにする目的で、医療機関・歯科医師会・薬剤師会・訪問看護ステーション・住民等総勢40名の参加を得て実施し、①機関の役割についての認識、②市の防災計画が関係機関へ周知されていない現状、③自助、共助、公助の役割が不明確であるなどの課題が見えてきた。

18年度は、「要援護者」のとらえ方が各機関において違いがあることにより、対象を「医療依存度の高い要援護者」であることを再確認してもらった上で、ネットワークのあり方を検討するため、参加者を訪問看護ステーションと市の防災計画及び障害者施策を担当する部署等に絞り開催した。その結果、①防災計画の中に訪問看護ステーション等の役割を盛り込むことを検討、②市・訪問看護ステーション双方の問題意識の共有、③要援護者の情報管理について、④自助、共助、公助の役割を明確にするために、地域関係機関との連携を図る、といった点について具体的に意見交換できた。

3 まとめ

圏域内の患者調査及び訪問看護ステーションへの調査をとおして、在宅療養重症患者の緊急時（災害時）に対する実態及び支援体制の現状を把握することができ、在宅療養重症患者及び訪問看護ステーションの緊急時（災害時）の考え方や課題が明らかになった。被災時に自宅で孤立させないために、その家族が地域とどう結びついていけるのか、近隣者・通所先等も含めた話し合いの重要性も確認できた。

また、医療依存度の高い在宅療養重症患者や家族が安心して在宅での療養生活を送ることができるためには、行政及び地域の関係機関が、それぞれの役割を相互に認識し、ネットワークをどのように組むかが重要課題との認識ができた。具体的には、実行ある体制作りに繋がるように、地域ごとに、緊急時（災害時）を想定した関係機関との患者情報管理と活用方法等を検討するためのネットワーク会議を推し進めることが重要である。

今回の取組で三保健所管内において、広域のネットワーク会議を開催し、各市の状況を相互に知る機会をつくるとともに、取り組むべき課題を整理することができた。今後、各市ごとのネットワーク会議の開催を期待する。

HACCP システム理論等を応用した 高齢者福祉施設における感染症予防対策	
南多摩保健医療圏 南多摩保健所	
実施年度	開始 平成17年度 終了（予定） 平成19年度
背景	高齢者福祉施設は、利用者が何らかの障害や合併症を有することが多く、感染症に対するハイリスク集団であるが、職員の感染症に関する研修機会が必ずしも十分ではなく、また、感染症対策の要となるべき医療系職員の関与がマンパワーの点で限られてしまう状況がある。ノロウイルスによる感染性胃腸炎等の対応経験も、各施設内での共有に留まり、施設間での情報交換の機会が少ない。 現在、食品衛生管理で広く進められている HACCP システム理論は「現状において起こりうる危害とその発生要因を分析することにより必要な管理を見つけ出す」という健康危機管理対策の特性をもつ。高齢者福祉施設においては構造設備や運営方法が施設ごとに異なり、HACCP システム理論を応用し、各施設の現状に即した実行可能な感染症予防対策を構築していくことが求められている。
目標	全体目標：①高齢者福祉施設職員の感染症に対する意識向上を図り、自主的に実践できる感染症予防対策の確立をめざす。 ②地域における高齢者福祉施設等の感染症ネットワーク体制を構築する。 ③保健所は高齢者福祉施設での感染症対策が継続的に実施できるよう支援する。 18年度目標：感染症対策のポイントとなるケア内容について、HACCP システム理論に基づいた展開を実施し、各施設で対策案を試行する。
事業内容	H17年度 基礎知識と実態把握 ①感染症予防対策の基礎学習 ②HACCP システム理論の学習 ③HACCP チームの結成 ④高齢者福祉施設内の拭き取りによる細菌汚染調査 H18年度 HACCP 理論からケア内容を見直す ①感染症を引き起こしやすいケアの作業工程図をビデオ撮影により作成する ②各ケアの作業工程図から危害分析及び重要管理点を見つけ出す ③施設の状況に合わせた管理基準を設定する ④検証方法の設定と管理基準からはずれた時の措置を決定する H19年度 日常の衛生管理と感染症発生時の衛生管理ができる ①各施設ごとのマニュアル作成
評価	オムツ交換と入浴介助について HACCP システム理論に沿った展開を実施した結果、オムツ交換については、カートの清潔保持、予防着・マスク等の装着時期、ケア前後の手袋の着脱時期、汚染オムツの取扱いがポイントであり、入浴介助については、浴室や更衣室の清潔エリアの保持、タオル類の身体洗浄用、陰部洗浄用といった用途に応じた清潔管理、浴室用ストレッチャーや浴槽、バスマット等の清潔管理がポイントであると示された。その結果に基づき、各施設で、具体的な改善策を検討・試行し、記録にその経過を残し、その記録を元に更なる改善に取り組む体制が根付きつつある。 ノロウイルス関連の拭き取り調査と検便結果については特に問題なく、空気環境調査については、施設の構造上の影響が見られる結果もあった。HACCP システム理論に基づく展開とともに、基礎的な感染症関連の調査実施も日頃の感染症予防対策を客観的に見直す上で有効であった。
問い合わせ先	南多摩保健所 保健対策課 感染症対策係 電 話 042-371-7661 ファクシミリ 042-375-6697 E-mail S0000344@section.metro.tokyo.jp

社会福祉施設の環境衛生施設調査結果書

東京都 南多摩保健所

名 称	特別養護老人ホーム A		
所在地	東京都H市	延べ面積	5 6 3 8 m ²
所有者等	社会福祉法人〇〇会	主用途	老人保健施設
連絡先	TEL 0 4 2 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇		
調査年月日	平成18年 9月 7日		
立会者	〇〇	調査者	A・B・C
社会福祉施設の室内環境基準を直接規定している法律はありませんが、建築物において多数の者が使用し、又は利用する施設について規定している「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」を準拠して、今回調査を行った室内環境を建築物環境衛生管理基準に基づき評価を行いました。 調査結果の概要と注意事項 (1) 空気環境測定結果 相対湿度が若干高いフロアが見られましたが、その他の項目(温度、気流、二酸化炭素、一酸化炭素及び浮遊粉じん)については、管理基準値内で良好な結果でした。照度や落下細菌については、特に問題ありませんでした。 注意事項としては、室内ごとに若干の温度差が見られました。室内温度測定などを実施し、適正な温度管理を行うとよりよい室内環境につながります。 (2) 室内環境連続測定結果 今回測定した室内環境の連続測定結果は、一日を通じて、相対湿度が基準値を超えていることがわかりました。夏場は、相対湿度が高くなる傾向にあります。①通風など換気に注意して、室内を乾燥させる②晴れた日には、布団など湿気を含み易いものを乾燥させる③その他除湿対策を行うなど、カビやダニなどの繁殖を抑えましょう。 また、浮遊粉じんの結果を見ると、談話室に近接するところに、喫煙コーナーがあるため、タバコ煙が談話室にかなり流入していることがわかりました。受動喫煙防止の観点からも、分煙対策の再検討が必要です。 結果を参考にして、今後の維持管理に努めてください。			
保健所では、多数の方が利用する施設の利用者の健康を支える快適な環境づくりに取り組んでおります。 建築物環境衛生管理に関する相談などがありましたら、いつでもお気軽にお問い合わせください。		【問い合わせ先】 東京都 南多摩保健 生活環境安全課環境衛生係 電話 042-371-7661 FAX 042-375-6697	

室内環境連続測定結果

1 測定日時

平成18年9月7日 10:30 ～ 16:10

2 測定場所

談話室

3 結果及び測定器

項 目	測 定 機 器	測 定 値			
		平均値	最大値	最小値	単 位
温 度	サ ー ミ ス タ	25.2	26.5	24.4	℃
相 対 湿 度	高 分 子 膜	73	77	69	%
気 流	熱 線 風 速 計	0.24	0.48	0.02	m/s
二 酸 化 炭 素	非分散型 赤外線吸収法	490	860	430	ppm
一 酸 化 炭 素	定 電 位 電 解 法	1.0 以下			ppm
浮 遊 粉 じ ん	光 散 乱 法	0.055	0.091	0.034	mg/m ³
		10:30 ～ 16:10 (測 定 時 間)			

4 まとめ

相対湿度が、高めではほぼ1日中基準値を超えていました。夏場には相対湿度が高めになることがあります。カビなどの原因や人への不快感などを起こす原因にもなりますので、必要に応じて、除湿等注意が必要です。

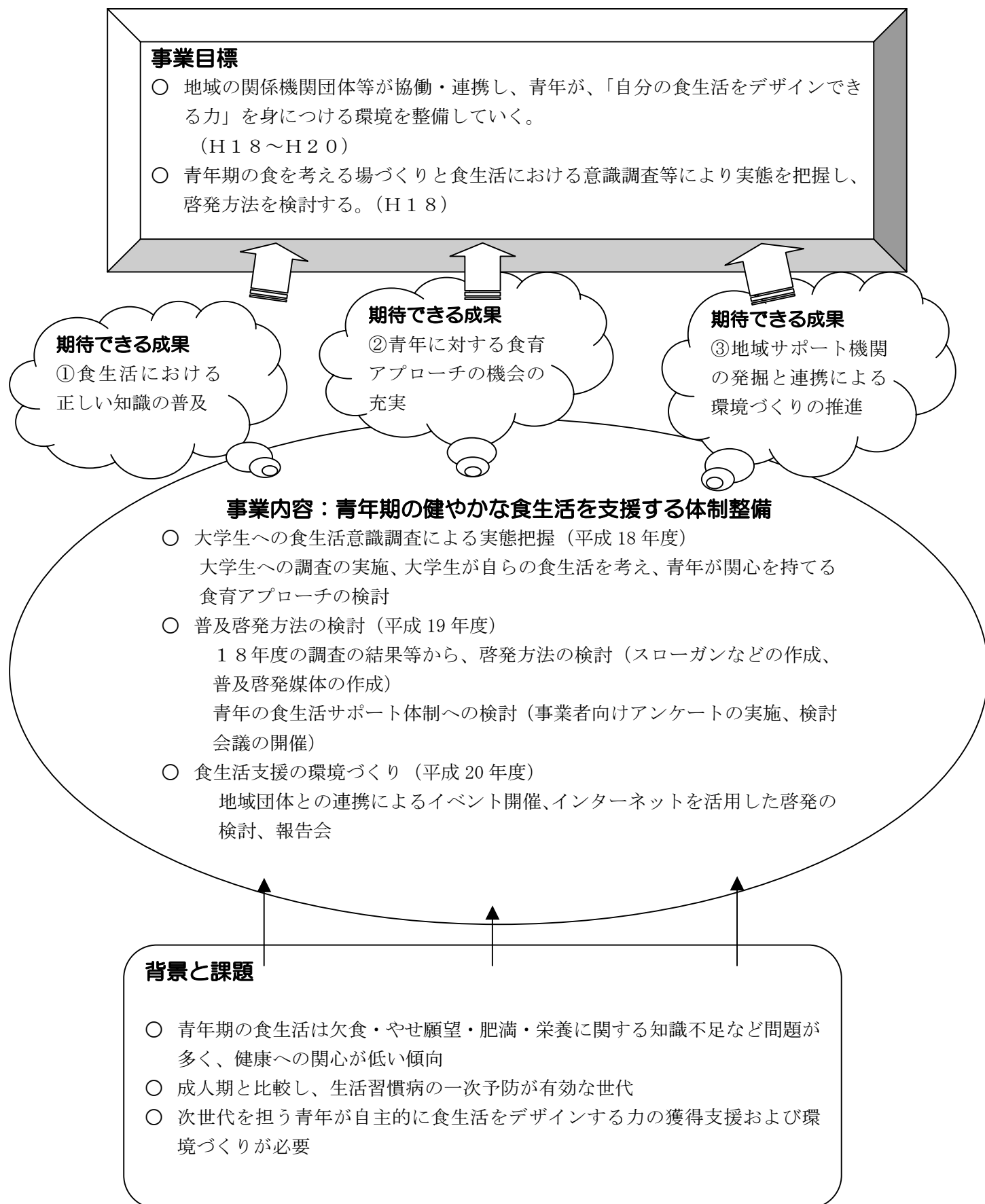
その他の項目である温度、気流、二酸化炭素、一酸化炭素及び浮遊粉じんについては、測定時間においては基準値内にあり、ほぼ良好な結果でした。しかし、浮遊粉じんの結果を見ると、タバコ煙の影響が見られ、居室内の浮遊粉じん濃度が上昇しています。適正な分煙対策が望まれます。

今後の室内環境確保の参考にしてください。

青年期の健やかな食生活を支援する体制整備事業 ～健やかな食を自分でデザインしよう～

南多摩保健医療圏 南多摩保健所、八王子保健所、町田保健所

実施年度	開始 平成18年度 終了（予定） 平成20年度
背景	南多摩保健医療圏には大学、専門学校等が約70校あり、地域特性の一つとなっている。この時期から単身生活を始めるなど、青年期は食生活の環境に変化がある世代である。青年期の食生活には欠食、やせ願望、肥満、食生活の技術・知識不足などの多くの問題が指摘されているが、この世代は一般に健康不安が少なく健康への関心が低い傾向にある。青年期は成人期に比べ、生活習慣病の一次予防に有効な世代であり、次世代を生み育てる重要な役割を担う世代としての影響力も大きい。 本事業では生涯を通じて健やかな食生活を送るために、青年が食生活の重要性について認識し、自分の食生活をデザインできる力を身につけるとともに、支援する環境づくりを構築する。
目標	計画全体の目標 1 青年が「自分の食生活をデザインできる力」を身につける環境づくり 2 地域の連携と協働により、青年の食生活をサポートし、健やかな食を通じて楽しく元気に生きる力を育む環境づくり 3 施策展開の中で、目標設定、活動、事業等の実態についてモニタリング方法も検討する。 平成18年度の目標 1 青年期の食を考える場づくりと食生活の意識調査等実態把握。 2 啓発方法の検討に向けた準備。
事業内容	平成18年度 1 所内PTを設置する。 2 大学で自分の食生活を自ら考えるため、施設内で関係者と検討グループを持ち、自分たちの食生活、食環境を見直し、学生が関心を持てるような食育アプローチを自ら検討する機会とする。 3 大学生対象に青年期の食行動等に関する調査を実施。結果から、課題提起へ。 平成19年度 1 啓発方法の検討（スローガンなどの作成、普及啓発媒体の作成、20年度のキャンペーン活動等啓発活動の準備） 2 青年の食生活サポート体制への検討（大学関係者、飲食店、コンビニ、スーパー等の関係者へのインタビュー、事業者に向けたアンケートの実施、検討会議の開催） 平成20年度 1 食生活支援の環境づくり（相談の場の充実、朝食をとれる環境づくりなど） 2 地域の関係機関・団体との連携によるイベントなどでの普及啓発 3 報告会の開催 4 インターネットを活用した啓発の検討
評価	・所内に職員によるPTを設置し、事業の推進の検討の場とした。 ・大学等での食生活を考えるチームの設置に変えて、スーパーバイザーのアドバイスを受け、授業の中で課題としてもらい、青年期の食生活改善をテーマとして管理栄養士養成施設学生にグループディスカッションを実施。青年期のあるべき姿、サポート体制などについての当事者の意見を充分引き出せるよう検討を行った。 ・青年期の食生活の背景を把握するために、地域の3大学の協力を得て「青年期の食行動等に関する調査」を実施した。（18年11月から12月）
問い合わせ先	南多摩保健所 生活環境安全課 保健栄養係 電話 042-371-7661 ファクシミリ 042-375-6697 E-mail S0200162@section.metro.tokyo.jp



「青年期の食行動等に関する調査」結果について

I 調査の概要

1 調査目的

青年期は、成人期に比べ、生活習慣病の一次予防に有効な世代であることから、本調査は、青年期を対象に、食生活の背景を探り、健康づくりを推進する施策を検討するための基礎資料とすることを目的として行った。

2 調査対象

圏域内の協力いただいた大学3校の学生 全数 860名、男性 294名、女性 566名

3 調査時期

平成18年11月中旬から12月上旬まで

4 調査方法

- (1) 調査用紙は、調査目的を記した依頼文と調査票で、各大学の協力を得て授業中の在席者に配付し、その場で回収した。
- (2) 調査票の記入は、無記名自記式とした。
- (3) 集計については、南多摩保健所生活環境安全課で行った。

5 調査内容

- (1) 回答者の属性
- (2) 食生活等の状況
 - ア 食行動に関すること
 - イ 食の知識・技術に関すること
 - ウ 健康状態・生活習慣等に関すること
 - エ 自律度に関すること
- (3) 食行動に影響を与えている要因
- (4) 食に対する意識と食生活改善のために望むこと

6 回収率及び有効回答数

回収数は、調査日に調査の協力が得られた学生数とした。回収率は、調査を実施した授業の在籍数を対象数（母数）として、回収数を除した数値で表し、74.3%であった。

7 集計・分析等

- (1) 年齢については平成18年11月末日現在の年齢で集計した。
- (2) 集計・解析にはExcel2002及びSPSS Ver12.0Jを使用した。

Ⅱ 考 察

1 青年期の食行動にかかわる状況について

青年期の食生活の問題点として、一般に欠食、やせ願望、肥満、食生活の技術・知識不足などが指摘されているが、本調査においてもほぼ同様の傾向であった。

その原因には「生活時間にゆとりがない」、「朝は早く起きられない」、「食事にお金をかけられない」などの生活スタイルや経済状態などが理由にあげられている。「生活時間にゆとりがない」ことの背景として大学生の4人中3人がアルバイトをしていて時間的に忙しい状況がうかがえる。また、「朝は早く起きられない」ことの背景には就寝時間の最頻値が男性では午前2時、女性で午前1時という遅い就寝時間が影響しており、そのため、朝食のとれない状況にある人もいると考えられる。

2 青年期の食行動に影響を与えている要因

青年期の食行動に影響を与えている要因を探るために下表に表した食行動の1～6と関連性のありそうな属性、各項目とのクロス集計を行った。有意差があったものは下表に示すとおりである。

	1 主食・主菜・ 副菜の揃う回 数 (特に気にして いない)	2 欠食状況 (週2食以上欠 食する)	3 サプリメントの 利用状況 (週2回以上使 用する)	4 食事を共にす る人 (1日1回以上 食事を共にする 人がいない)	5 食事には十分 な時間をとる心 がけの有無 (心がけていな い)	6 だいたい決ま った時間に食事 をとる心がけの 有無 (心がけていな い)
性別		男性		男性		男性
年齢			20歳以上 (男性)			
アルバイト					アルバイト有 (女性)	
世帯構成	一人世帯	一人世帯	一人世帯 (女性)	一人世帯	一人世帯	
主観的健康感	あまりよくない・よくない (男性)	あまりよくない・よくない			あまりよくない・よくない	あまりよくない・よくない
健康に関する 興味	あまり興味が ない・まったく ない(男性)	あまり興味が ない・まったく ない(女性)				
自分に適切な 食事内容・量の 知識の有無	知らない (女性)				知らない (女性)	知らない
子供の頃の手伝 い経験の有無						
自律度	低い	低い				低い
食費(一人世帯)			—	—	—	—
体重管理			—	—	—	—
食事を共にする 人の有無	いない	いない	—	—	—	—
間食状況	—	週2回以上間 食する(男性)	—	—	—	—
サプリメントの 利用状況			—	—	—	—
学食の利用状況		—	—	—	—	—
調理技術レベル		—	—	—	—	—
現在の食事への 評価	悪い	—	—	—	—	—

※ カッコ書きの性別はその性別のみで有意差のあったもの。—はクロス集計を行っていないことを示す。

青年期の食生活に影響を与えている要因と思われるのは、男性であること、一人世帯であることであった。また、主観的健康感があまりよくない、もしくはよくない人、健康情報に関する興味があまりない、もしくはまったくない人、自分に適切な食事内容・量の知識がない人、自律度が低い人、そして食事を共にする人のいない人であることも要因と思われる。

アルバイトについては食事には十分な時間をとるよう心がけていない人で有意差がみられた以外は他の項目では有意差はみられなかった。主観的健康感では「あまりよくない・よくない」が4項目で有意差がみられたが、これは逆に食行動の結果、主観的健康感がよくないということも考えられる。

「自分に適切な食事内容・量の知識の有無」では「知らない」が3項目で有意差がみられた。自律度については「低い」が3項目で有意差がみられた。

食事を共にする人の有無では「いない」が主食・主菜・副菜が揃う回数を特に気にしていない人と欠食状況の週2食以上欠食する人の2項目で有意差がみられた。一人で食事することが食事のバランスにも影響を与えていることを示唆している。この結果から性別では男性、世帯構成別では一人世帯への働きかけが最も重要であることが確認された。

3 青年自身が健康的な食生活を自分でデザインできるために

健康的な食生活を自分でデザインするためには青年自身がその重要性を認識し、実践に必要な知識を持ち合わせていることが必要である。

「自分の現在の食事をどう思うか」という質問に対し、「少し問題がある・問題がある」と答えた人は75.1%と4人に3人は自分の食生活に何らかの問題があるとしていた。また「自分の食事を今後どのようにしたいか」では71.3%が今よりよくしたいと回答している。

実際の食行動では「主食・主菜・副菜の揃う回数」では「1日3回そろえている」はわずか4.9%で、「特に気にしていない」は36.2%と約3分の1の大学生が食事のバランスには無関心という結果であった。

また、実践に必要な知識については「自分に適切な食事内容を知っている」と答えた人の割合は53.3%と約半分であり、栄養素の知識を測るための「6つの基礎食品を知っているか」という質問では男性の約7割、女性の約5割が「知らない」という結果であった。食事バランスガイドの認知度については「知っている」が4割程度であった。

食生活への問題意識はあっても、実践に必要な知識については十分でないという状況である。青年自身が健康的な食生活を自分でデザインできるために、実践に必要な知識を身につけ、実践しやすい食環境の整備が必要とされている。

4 青年の食生活を支援する環境の構築

青年へのアプローチ方法としては、対象に受け入れられやすいものでなくてはならず、よく利用する日常生活の身近な場所からのアプローチは非常に有効と思われる。

本調査では学生をとりまく環境の一つとして学生食堂の利用状況や外食の利用状況、コンビニエンスストアの利用状況を調査しているが、それは食生活の情報提供とともに健康的な食生活を支援する食事そのものの提供が可能な場であるからである。

学生食堂は性別、世帯構成別で利用頻度の傾向に差があり、女性よりも男性、複数世帯よりも一人世帯で利用率が高かった。外食に利用する店の種類には性別で異なる傾向がみられた。

また、コンビニエンスストアの利用状況では、「食事を買う以外の利用も含めて」という条件で聞いたところ、男性の3人に1人、女性では4人に1人がほぼ毎日利用している状況であった。時々利用しているという人は全体の51.3%であったが、時々の頻度は週3日以上利用している人はそのうち約6割であった。

この利用率から、大学生にとってコンビニエンスストアは生活にかかせないものであるということがわかる。

「食事の問題点を解決するためにあるとよい環境」では「バランスのよい食事を提供してくれる店や学食」「単身者の食生活をサポートしてくれる店」「一人でも入りやすい定食屋」など飲食店等に対する具体的な要望もあげられている。

今回の調査結果をもとに大学、学生食堂、コンビニエンスストアなどに働きかけ、青年期の食生活支援に有効で具体的な支援環境の構築について検討していくことを今後の課題としている。